



Disputes

JCAA「インタラクティブ仲裁規則」の制定

日本商事仲裁協会（以下「JCAA」といいます。）は、平成31年1月1日、従来からある「商事仲裁規則」及び「UNCITRAL 仲裁管理規則」を改正・施行するとともに、新たに「インタラクティブ仲裁規則」を制定・施行しました。この結果、当事者はこれらの中から適切な仲裁規則を選択することが可能となっています。今般新たに制定されたインタラクティブ仲裁規則のユニークな点としては、①当事者と仲裁廷との「対話」の義務化及び②仲裁人報酬金の定額化の2点が挙げられます。

まず①として、仲裁廷は手続のできるだけ早い段階で、事実関係の主張整理とそれに基づく暫定的な争点案の提示を求められるとともに、その後証人尋問のための審問を行うか否かを決定する前の段階で、整理された争点についての心証を書面で開示することが義務付けられています（第48条）。

この点、JCAAは、仲裁廷による心証開示の効果として、和解による紛争の早期解決が促進されることに期待を示しています。このような心証開示は日本の裁判手続では広く行われている一方、英米法的な裁判・仲裁手続においてはあまりなじみがないものと考えられます。この点、JCAAは「世界の一大勢となっている英米法系の手続の進め方に違和感を持つ大陸法系国の企業間紛争や日本国内の紛争の仲裁による解決には一定の需要があるの

ではないか」と説明しており、日本を含む大陸法系国の企業にJCAAの狙いが今後どこまで受け入れられるかが注目されます。

次に②では、JCAAの従来の商事仲裁規則ではタイムチャージ制とされている仲裁人報酬金について、請求金額に応じた比較的低廉な金額での定額制が導入されています（第94及び第95条）。これには、金額の低廉さ故に仲裁手続の当事者には歓迎されるとしても、優秀な仲裁人の確保が困難となるとの懸念が仲裁実務家等から示されています。そうだとすると、審理に長い期間を要する大型・複雑な紛争においては、特に仲裁人の確保に困難が生じる可能性が想定されるため、インタラクティブ仲裁規則による紛争解決に合意する際にはそのような可能性に留意する必要があります。

JCAAの3つの仲裁規則のうちインタラクティブ仲裁規則を適用するためには、仲裁合意でその旨を明記するか、仲裁人選任前に合意してJCAAに通知する必要があります。JCAAの下での仲裁を行う旨が合意されているものの、適用されるべき仲裁規則について合意が形成されない場合には、デフォルト・ルールである商事仲裁規則が適用されることとなります。

なお、前記のとおり商事仲裁規則も今般改正されており、大阪高等裁判所による仲裁判断取消決定（[2016年9月号](#)参照）を契機として、仲裁人に自らの利益相反事由の有無について合理的な調査を行う義務を課し、仲裁人の公正性・独立性の確保を図る改正等が行われています。

Labor

労働施策基本方針の閣議決定 平成30年12月28日、「労働施策基本方針」（以下「本方針」といいます。）が閣議決定されました。本方針は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき策定されたものであり、労働者が自らの能力を有効に発揮できるようにするため、働き方改革の意義や趣旨を踏まえた国の労働施策に関する基本的な事項について示すものです。基本的な事項には、労働時間の短縮等の労働環境の整備、雇用形態や就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善、多様な人材の活躍促進といったものが挙げられています。企業においては、本方針により推進される労働施策を踏まえた働き方改革の実施が求められることとなります。

Corp.

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱 平成31年2月14日、法制審議会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（以下「本要綱」といいます。）を決定し、法務大臣への答申を行いました。本要綱では、両案併記であった中間試案（[2018年3月号](#)参照）とは異なり、上場会社等に対し、社外取締役を1名以上選任することを義務付けることとしています。その他の点については、概ね中間試案の内容に沿ったものとなっています。報道によれば、本要綱の内容を踏まえた改正法案が今通常国会に提出される予定とのことであり、引き続き今後の立法動向を注視する必要があります。

Privacy

日欧相互間の円滑な個人データ移転を図る枠組みの発効 平成31年1月23日、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく適格地域指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行ったことにより、日欧相互間の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効しました。本枠組みについては、[2018年8月号](#)及び[2018年10月号](#)をご参照下さい。

General

改正水道法の成立 平成30年12月6日、水道法の一部を改正する法律が成立し、同月12日に公布されました。同法により、水道事業における官民連携の推進のため、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権（いわゆるコンセッション）を民間事業者を設定できる仕組みが導入されます。これをビジネスチャンスと捉える会社においては、同法の内容に留意する必要があります。同法は、公布日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。